

○財務省告示第六十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
令和元年六月十四日に発行した利付国債の発行条
件等を次のとおり告示する。
令和元年七月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（三十年）（第六十
二回）
二 発行の根拠
法律及びその
法律第二十
二条第一項
並びに特
別会計に
関する法
律（平成
十九年
法律第二
十三号）
第四十六
条第一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法
各申込みのうち応募価格の高い
価格競争

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後の利子

令和元年六月十四日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額百円につき百円 令和三十一年三月二十日 利子を支払う。 六月間に属する 支払期とし、各支払期におい 毎年三月二十日及び九月二十日